

追補

次のように改正等されましたので、該当箇所についてご修正ください。
(改正箇所等は、傍線等で示しました。)

○高圧ガス保安法関係手数料令……1

改正 令和元年十二月十三日 政令第百八十三号
改正 令和元年十二月十八日 政令第百八十八号

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令……2

改正 令和元年十二月十八日 政令第百八十八号

○一般高圧ガス保安規則……3

改正 令和元年十一月十二日 省令第四十一号
改正 令和元年十二月二十日 省令第五十四号
改正 令和二年二月二十八日 省令第十二号
改正 令和二年三月十七日 省令第十五号
改正 令和二年四月十日 省令第三十七号
改正 令和二年六月二十六日 省令第六十号
改正 令和二年八月六日 省令第六十六号

○液化石油ガス保安規則……26

改正 令和二年三月十七日 省令第十五号

改正 令和二年四月十日 省令第三十七号

改正 令和二年六月二十六日 省令第六十号

○コンビナート等保安規則……34

改正 令和元年十一月十二日 省令第四十一号

改正 令和二年二月二十八日 省令第十二号

改正 令和二年三月十七日 省令第十五号

改正 令和二年四月十日 省令第三十七号

改正 令和二年六月二十六日 省令第六十号

○特定設備検査規則……43

改正 令和二年二月二十八日 省令第十二号

○冷凍保安規則……44

改正 令和二年四月十日 省令第三十七号

改正 令和二年六月二十六日 省令第六十号

○容器保安規則……51

改正 令和元年十一月十二日 省令第四十一号

改正 令和二年四月十日 省令第三十七号

○国際相互承認に係る容器保安規則……58

改正 令和元年十一月十二日 省令第四十一号

改正 令和二年三月四日 省令第十三号

改正 令和二年四月十日 省令第三十七号

○高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則……62

改正 令和二年六月二六日 省令第六十号

○高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令……63

改正 令和二年六月二六日 省令第六十号

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示……64

改正 令和二年八月六日 告示第百六十九号

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示……65

改正 令和元年十一月十二日 告示第百二十三号

改正 令和元年十二月二十七日 告示第百六十六号

改正 令和二年六月十五日 告示第百二十九号

○国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器的規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示……70

改正 令和元年十一月十二日 告示第百二十三号

改正 令和二年二月二十七日 告示第三十一号

○液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件…… 73

制定 令和二年三月十七日 告示第五十一号

○冷凍保安規則等の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める時期を定める件…… 74

制定 令和二年四月十日 告示第九十号

○火薬類取締法施行規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める期限を定める件…… 75

制定 令和二年六月二十六日 告示第四百四十号

高圧ガス保安法関係手数料令

(一三七頁 一部改正)

(完成検査等に係る認定に係る手数料の額)

第一条 高圧ガス保安法(以下「法」という。)第七十三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額(電子申請等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等)をいう。以下同じ。)による場合にあつては、同表の下欄に定める金額)とする。

(一四二頁 一部改正)

別表第三(第三条関係)

納付しなければならない者	金額
一 「略」 イ 「略」 ロ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器(イに掲げるものを除く。) (以下略)	「略」

(一三九頁 令和元年九月六日 政令第八七号の附則の次に追加)

附則 * 〔令和元年十二月一日政令第一八三号〕

政令第一八三号は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。
(以下略)

附則^{*} 「令和元年十二月一日政令第一八八号」

政令第一八八号は、「高压ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令

(一五一頁 一部改正)

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
五十四 「略」	「略」	イ 「略」 ロ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (以下略)

(一五三頁 令和元年五月二四日 政令第一二号の附則の次に追加)

附則^{*} 「令和元年十二月一日政令第一八八号」

政令第一八八号は、「高压ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

一般高圧ガス保安規則

(一九三頁 一部改正)

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条

法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、

様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三十七条の二、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第三項、第五項及び第六項、第八十条第三項及び第五項、第八十一条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項及び第二項

において同じ。)に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2 [略]

(一九五頁 一部改正)

第六条 [略]

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

2 [略]

一 [略]

二 [略]

イ 〱リ [略]

又 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器(以下単に「一般複合容器」という。)、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。)、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。)、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。)、同条第十三号の五に規

定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「液化天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送自動車用容器」という。）であつて当該容器の刻印等に表示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に表示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合には、この限りでない。）。

ル・ヲ [略]

三〇八 [略]

(二二頁 一部改正)

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇十八 [略]
2・3 [略]

(二二八頁 新設)

（顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の四 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものであつて、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものに限る。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備

の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号及び第三十八号から第四十二号まで、前条第一項第一号の二から第六号まで及び第八号から第十八号まで並びに前条第二項第六号、第十号から第二十三号まで、第二十五号、第三十三号へ、第三十五号及び第三十七号の基準に適合すること。

二 圧縮水素スタンドの運転中において、当該圧縮水素スタンド内の監視を行うために必要な設備を備えた事務所等（以下「監視所」という。）を設けること。また、当該監視所は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 第六条第一項第五号、第十八号、第十九号、第二十一号、第二十五号、第二十七号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第一号の二、第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十七号及び第十八号、前条第二項第六号、第十号から第十号の三まで、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号及び第三十五号並びに本項第三号の規定により設けた設備又は措置の運転状況を監視する措置を講ずること。

ロ 第六条第一項第五号、第二十一号、第二十五号、第二十七号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第一号の二、第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十七号及び第十

八号並びに前条第二項第六号、第十号の三、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号及び第三十五号の規定により設けた設備又は措置の異常時に警報を発する措置を講ずること。

ハ 第六条第一項第五号、第二十五号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第三号から第五号まで、第十七号、第十八号並びに前条第二項第六号、第十五号、第十九号、第二十号及び第二十二号の規定により設けた遮断措置、温度の上昇を防止するための装置及び製造設備の運転を自動的に停止する装置等は、火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置を講ずること。

ニ 圧縮水素スタンド内及び顧客による充填に係る行為を目視により確認できる措置を講ずること。

ホ 顧客に対し必要な指示を行うための措置を講ずること。
へ 製造施設が危険な状態になったときに、必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置を講ずること。

三 通信の遮断により、前号イからハまでのいずれかの機能が失われたときは、製造設備の運転を自動的に停止するための措置を講ずること。

四 デイスペンサーの周囲の地盤面には、充填する車両の充填口を考慮した当該車両の停止位置を表示すること。

五 デイスペンサーには、見やすい箇所に当該デイスペンサーの操作方法を表示すること。

六 ディスパンサーには、人体に蓄積された静電気を除去する措置を講ずること。

七 充填用のノズルには、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置を講ずること。

八 充填用のノズルは、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を供給している間は当該燃料装置用容器から外れない構造とすること。

九 充填用のノズルには、凍結しないための措置を講ずること。

十 ディスパンサーには、誤発進を防止するため、充填が終了した後に、顧客による充填用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置を講ずること。

2 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号、第三十八号及び第四十一号、前条第一項第一号の二から第一号の四まで、第十七号及び第十八号、前条第二項第一号の二から第三十七号まで並びに前項第三号から第十号までの基準に適合すること。

二 監視所は、前項第二号二からへまでに掲げる基準のほか、次

に掲げる基準に適合すること。

イ 第六条第一項第十八号、第十九号、第二十一号、第二十五号、第二十七号及び第三十二号、前条第一項第一号の二、第十七号及び第十八号、前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十号から第十号の三まで、第十五号から第二十七号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号、第二十八号、第三十三号ハ及び第三十五号並びに前項第三号の規定により設けた設備又は措置の運転状況を監視する措置を講ずること。

ロ 第六条第一項第二十一号、第二十五号、第二十七号及び第三十二号、前条第一項第一号の二、第十七号及び第十八号並びに前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十号の三、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号、第二十八号及び第三十五号の規定により設けた設備又は措置の異常時に警報を発する措置を講ずること。

ハ 第六条第一項第二十五号及び第三十二号、前条第一項第十七号及び第十八号並びに前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十五号、第十九号、第二十号及び第二十二号の規定により設けた遮断措置、温度の上昇を防止するための装置及び製造設備の運転を自動的に停止する装置等は、火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置を講ずること。

3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八

条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号イ及びハ、第二号イ、ハ、ヌ及びル、第四号から第六号まで並びに第八号並びに前条第三項第三号、第四号、第六号並びに第七号の基準に適合すること。

二 第六条第二項第四号の規定により行う点検は、直接目視により行うこと。

三 圧縮水素スタンドの運転中は、監視所において圧縮水素スタンド内及び顧客による充填に係る行為の監視並びに顧客に対する必要な指示を適切に行うこと。

四 圧縮水素スタンドの運転を管理する電子計算機は、当該圧縮水素スタンドに危険が生じるおそれがないよう、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を確保すること。

(二一八頁 一部改正)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第八条 [略]

2 [略]

3 製造設備が移動式製造設備(第六条の二第二項の規定に適合するコールド・エバポレータ又は第七条の三第二項、前条第二項、

第十一条第一項第五号(第七条の三第二項の基準を準用する場合に限る。)若しくは第十二条の二第二項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に液化ガスを充填するものに限る。以下この条において同じ。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げるものとする。

一五 [略]

4 [略]

(二二〇頁 一部改正)

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 [略]

2 [略]

一 [略]

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ二 [略]

ホ 第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内、第七条の三第二項、第七条の四第二項、第十一条第一項第五号(第七条の三第二項の基準を準用する

場合に限る。)及び第十二条の二第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内、液化石油ガス保安規則第八条第一項の規定に基づき設置された液化石油ガススタンド内、コンビナート等保安規則第六条の規定に基づき設置された特定液化石油ガススタンド内、同規則第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、同規則第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内又は同規則第七条の三第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内で圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

へ 「略」

三〇五 「略」

(二二三頁 一部改正)

(処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者に係る技術上の基準)

第十一条 「略」

一〇四 「略」

五 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。第十二条の二において同じ。）である製造施設にあつては、第七条の三の基準に適合すること。ただし、同条第二項第四号の基準の適合については、貯蔵設備の貯蔵能力が三百立方メートル未満の場合は、この限りでない。

六・七 「略」

2 前項第五号ただし書の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガスであるときは、質量十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなす。

(二二九頁 一部改正)

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合す

ること。

イ [略]

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項に規定する引取業者（以下単に「引取業者」という。）、同条第十二項に規定するフロン類回収業者（以下単に「フロン類回収業者」という。）及び同条第十三項に規定する解体業者（以下単に「解体業者」という。）が同条第九項に規定する再資源化（以下単に「再資源化」という。）のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。）。

ハ [略]

（二四一頁 一部改正）

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条 [略]

一〇十六 [略]

十七 [略]

イ [略]

ロ [略]

(イ) 質量三千キログラム以上の可燃性ガス及び酸素

(ロ) 質量千キログラム以上の毒性ガス

(ハ) 第七条の三第二項、第七条の四第二項、第十一条第一

項第五号（第七条の三第二項の基準を準用する場合に限

る。）及び第十二条の二第二項の圧縮水素スタンド並びに

コンビナート等保安規則第七条の三第二項の圧縮水素ス

タンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素

ハ [略]

十八〇二十二 [略]

2 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八條第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七條第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八條第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

二 「略」

（二四四頁 一部改正）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十條 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三條

第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同條第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八條第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七條第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八條第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合（一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、この限りでない。）。

四 四十四 「略」

（二五九頁 一部改正）

(保安統括者の選任等)

第六十四条 [略]

2 [略]

一〇四 [略]

五 処理能力が二十五立方メートル未満の圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンド(当該圧縮水素スタンド内又は当該移動式圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り。)により、圧縮水素を製造する者であつて、次のいずれか(第七条の四第一項又は同条第二項の圧縮水素スタンドにあつては次のイに限り。)に該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者

ロ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習(当該講習を適切に実施することができ、圧縮天

然ガススタンドに係る高圧ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

ハ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任

者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習(当該講習を適切に実施することができ、圧縮天

然ガススタンドに係る高圧ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

3 [略]

(二六三頁 一部改正)

(保安係員等の講習)

第六十八条 [略]

2・3 [略]

4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

(二六八頁 一部改正)

(特定施設の範囲等)

第七十九条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設(以下「特定施設」という。)とする。

定施設」という。)とする。

2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の

長が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、

様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。

一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面
二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣

が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（同項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十八の保安検査申請書

を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7 「略」

(二六九頁 一部改正)

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第八十条 「略」

2 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 「略」

4 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地

を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 「略」

(保安検査の方法)

第八十二条 「略」

2 「略」

一(三) 「略」

四 製造設備が定置式製造設備(第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号並びに第四十二号へ及び又に掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。)に係るものに限る。)、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド(第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。)、液化天然ガススタンド(第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。)、圧縮水素スタンド(第七条の三第一項第十四号及び第十六号(第七条の四第一項第一号において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項第十八号(同条第二項第一号、第七条の四第一項第一号及び同条第二項第一号において準用する場合を含む。))並びに第七条の三第二項第三十号及び第三十四号(第七条の四第二項第一号において準用する場合を含む。))に掲げる基準(液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器に係るものに限る。))並びに第七条の四第一項第二号イ、ロ及びハ並

びに同号ニ、ホ及びヘ（同条第二項第二号において準用する場合を含む。）並びに同条第一項第三号から第十号まで（同条第二項第一号において準用する場合を含む。）並びに同項第二号イ、ロ及びハに掲げる基準に係るものに限る。）、移動式製造設備（第八条第一項第四号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）、又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

（二七〇頁 一部改正）

（定期自主検査を行う製造施設等）

第八十三条 〔略〕

2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備又は消費施設（経済産業大臣が定めるものを除く。以下この条において同じ。）とする。

3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、前項のガス設備が、第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設

備又は施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。

4・5 〔略〕

（二七二頁 一部改正）

（完成検査に係る認定の基準等）

第八十六条 〔略〕

2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 〔略〕

3 〔略〕

第八十七条 〔略〕

（保安検査に係る認定の基準等）

第八十八条 〔略〕

2 法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 〔略〕

3 〔略〕

(二七三頁 一部改正)

(協会等による調査の申請等)

第八十九条 [略]

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。
一・二 [略]

3 5 [略]

6 法第三十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

7 [略]

(三〇六頁 令和元年九月一日 省令第三六号の附則の次に追加)

附則 [令和元年十一月二日省令第四一号]^{*}

省令第四一号は、「容器保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 [令和元年十二月二〇日省令第五四号]^{*}

省令第五四号は、「一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則 [令和二年二月二八日省令第一二号]^{*}

省令第二二号は、「一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則 [令和二年三月一七日省令第一五号]^{*}

省令第一五号は、「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則 [令和二年四月一〇日省令第三七号]^{*}

省令第三七号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則 [令和二年六月二六日省令第六〇号]^{*}

省令第六〇号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則 [令和二年八月六日省令第六六号]^{*}

省令第六六号は、「一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令」

この省令は令和二年八月七日から施行する。

第一項各号の検査項目のうち、前項第一号の二から第七号まで及び第九号から第十六号の六までに掲げるもの 三 第七条の四第一項第一号で準用する第七条の第三項各号の検査項目のうち、前項第二十三号、第二十八号から第二十八号の四まで、第二十九号の二から第四十一号まで、第四十三号、第五十六号、第六十号及び第六十三号に掲げるもの 四 第七条の四第一項第二号の設備又は措置の運転状況を監視する措置 五 第七條の四第一項第二号の設備又は措置の異常時に警報を発する措置 六 第七條の四第一項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作	検査の方法により検査を行う。 三 前項第二十三号、第二十八号から第二十八号の四まで、第二十九号の二から第四十一号まで、第四十三号、第五十六号、第六十号及び第六十三号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 四 監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 五 監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 六 監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能により検査を行う。
--	---

できる措置

七 第七条の四第一項第二号二の目視により確認できる措置

八 第七条の四第一項第二号ホの顧客に対し必要な指示を行うための措置

九 第七条の四第一項第二号への必要に応じ付近の住民に回避するよう警告するための措置

十 第七条の四第一項第三号の製造設備の運転を自動的に停止するための措置

十一 第七条の四第一項第四号の車両の停止位置の表示

十二 第七条の四第一項第

能を作動試験又はその記録により検査する。

七 監視所に講じた目視により確認できる措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

八 監視所に講じた顧客に対し必要な指示を行うための措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

九 監視所に講じた必要に応じ付近の住民に回避するよう警告するための措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十 監視所に講じた機能が失われたときに製造設備の運転を自動的に停止するための措置の状況を図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十一 デイスペンサーの周囲の地盤面に講じた車両の停止位置の表示の状況を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

十二 デイスペンサーに講じたデイスペン

五号のデイスペンサーの操作方法の表示

十三 第七条の四第一項第六号の人体に蓄積された静電気を除去する措置

十四 第七条の四第一項第七号の容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置

十五 第七条の四第一項第八号の充填用のノズルが外れない構造

十六 第七条の四第一項第九号の充填用のノズルの凍結しないための措置

十七 第七条の四第一項第十号の顧客による充填用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置

十八 第七条の四第二項第

サーの操作方法の表示の状況を目視により検査する。

十三 デイスペンサーに講じた人体に蓄積された静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。

十四 充填用のノズルに講じた容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置の状況を目視及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十五 充填用のノズルに講じた容器に圧縮水素を供給している間は、容器から外れない構造の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該構造の機能を実際使用して検査する。

十六 充填用のノズルの凍結しないための措置の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十七 デイスペンサーに講じた顧客による充填用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十八 第一項第一号、第六号から第十四号ま

一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号、第三十八号及び第四十一号に掲げるもの 十九 第七条の四第二項第一号で準用する第七条の三第一項各号の検査項目のうち、前項第一号の二から第一号の四まで、第十六号の五及び第十六号の六に掲げるもの 二十 第七条の四第二項第一号で準用する第七条の三第二項各号の検査項目のうち、前項第十七号の三から第六十三号までに掲げるもの 二十一 第七条の四第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち、	で、第十六号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号、第三十八号及び第四十一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 十九 前項第一号の二から第一号の四まで、第十六号の五及び第十六号の六に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二十 前項第十七号の三から第六十三号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二十一 第十号から第十七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
--	--

備考 一・二 〔略〕	ち、第十号から第十七号までに掲げるもの 二十一 第七条の四第二項第二号で準用する同条第一項第二号の検査項目のうち、第七号から第九号までに掲げるもの 二十三 第七条の四第二項第二号イの設備又は措置の運転状況を監視する措置 二十四 第七条の四第二項第二号ロの設備又は措置の異常時に警報を発する措置 二十五 第七条の四第二項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置 六〇 八 〔略〕	二十一 第七号から第九号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二十三 監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 二十四 監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 二十五 監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 〔略〕
-----------------------	---	---

別表第三(第八十二条第二項第四号関係)

検査項目	
1 2 の 3 [略]	保安検査の方法
3 製造設備が第七条の三第一項の圧縮水素スタン	
ドである製造施設の場合	
一 第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置(第七条の四第一項第一号で準用するものを含む。)	一 [略]
二 第七条の三第一項第十六号の同号口の設備と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の	二 [略]

障壁(第七条の四第一項第一号で準用するものを含む。)	三 [略]
三 第七条の三第一項第十八号の液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置(第七条の三第二項第一号、第七条の四第一項第一号及び同条第二項第一号で準用するものを含む。)	
四 第七条の三第二項第三十号の液化水素昇圧ポンプ及び送ガス蒸発器とデイスベンサーとの間の障壁等(第七条の四第二項第一号で準用するものを含む。)	
五 第七条の三第二項第三十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ボ	五 [略]

ンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置 (第七条の四第二項第一号で準用するものを含む。)	3の2 製造設備が第七条の四第一項の圧縮水素スタン্ডである製造施設の場合 一 第七条の四第一項第二号イの設備又は措置の運転状況を監視する措置 二 第七条の四第一項第二号ロの設備又は措置の異常時に警報を発する措置 三 第七条の四第一項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに
に操作できる措置 四 第七条の四第一項第二号ニの目視により確認できる措置(同条第二項第二号で準用するものを含む。) 五 第七条の四第一項第二号ホの顧客に対し必要な指示を行うための措置(同条第二項第二号で準用するものを含む。)	一 監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 二 監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 三 監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を
作動試験又はその記録により検査する。 四 監視所に講じた目視により確認できる措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 五 監視所に講じた顧客に対し必要な指示を行うための措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。	六 第七条の四第一項第二号ヘの必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置 (同条第二項第二号で準用するものを含む。) 七 第七条の四第一項第三号の製造設備の運転を自動的に停止するための措置(同条第二項第一号で準用するもの 七 監視所に講じた機能が失われたときに製造設備の運転を自動的に停止するための措置の状況を図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

八 第七条の四第一項第四号の車両の停止位置の表示（同条第二項第一号で準用するものを含む。） 九 第七条の四第一項第五号のディスプレイの操作方法の表示（同条第二項第一号で準用するものを含む。） 十 第七条の四第一項第六号の人体に蓄積された静電気を除去する措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。） 十一 第七条の四第一項第七号の容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置（同条第二項第一号で準用する	八 デイスペンサーの周囲の地盤面に講じた車両の停止位置の表示の状況及び維持管理の状況を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。 九 デイスペンサーに講じたディスプレイの操作方法の表示及び維持管理状況を目視により検査する。 十 デイスペンサーに講じた人体に蓄積された静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。 十一 充填用のノズルに講じた容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができ	ものを含む。） 十二 第七条の四第一項第八号の充填用のノズルが外れない構造（同条第二項第一号で準用するものを含む。） 十三 第七条の四第一項第九号の充填用のノズルの凍結しないための措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。） 十四 第七条の四第一項第十号の顧客による充填用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。） 十五 第七条の四第二項第二号イの設備又は措置の運転状況を監視する措置	十二 充填用のノズルに講じた容器に圧縮水を供給している間は、容器から外れない構造の状況を目視及び図面により検査し、当該構造の機能を作動試験又はその記録により検査する。 十三 充填用のノズルの凍結しないための措置の状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を実際使用して検査する。 十四 デイスペンサーに講じた顧客による充填用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置の状況及び維持管理状況を目視及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 十五 監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
---	---	---	---

十六 第七条の四第二項 第二号ロの設備又は措置の異常時に警報を発する措置 十七 第七条の四第二項 第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置 3の3 〔略〕 4・5 〔略〕	十六 監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 十七 監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視又は記録により検査し当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 〔略〕 〔略〕
--	--

(三十五頁 一 留附正)

様式第 38 (第 79 条、第 80 条関係)

[略]

備考 1 ～ 3 [略]

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第 79 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2) 第 79 条第 2 項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨

(3) その他の必要な事項
6 [略]

(三十九頁 一 留附正)

様式第 39 (第 79 条、第 80 条関係)

[略]

備考 1 [略]

2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、第 79 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたと

みなされる日がある場合に、当該年月日を記載すること。
3 ・ 4 [略]

様式第 40 (第 80 条関係)

[略]

備考 1 ・ 2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第 79 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2) 第 79 条第 2 項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨

(3) その他の必要な事項
5 [略]

(三十九頁 一 留附正)

様式第 41 (第 80 条関係)

[略]

備考 1 ・ 2 [略]

3 保安検査の年月日の欄には、第 79 条第 4 項により当

該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨

(3) その他の必要な事項

5 [略]

様式第42 (第81条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨

(2) その他の必要な事項

様式第43 (第81条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨

(2) その他の必要な事項

(三十七頁 一 留附出)

様式第55 (第94条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 前回の保安検査の年月日の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨

② その他必要な事項

5 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(三六九頁 一部改正)

様式第 55 の 6 (第 94 条の 5 関係)

特定認定完成検査実施事業者 変 更 届	一般	×整 理 番 号 ×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事業所 (本 社) 所 在 地			
事業所所在地			
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏名

㊞

殿

備考 1 ～ 3 [略]

(三三〇頁 一部改正)

様式第 55 の 7 (第 94 条の 5 関係)

特定認定保安検査実施事業者 変 更 届	一般	×整 理 番 号 ×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事業所 (本 社) 所 在 地			
事業所所在地			
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏名

㊞

殿

備考 1 ～ 3 [略]

液化石油ガス保安規則

(三八六頁 一部改正)

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

第三条

法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所の所在地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項、第四項及び第十項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第三項、第五項及び第六項、第七十八條第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。)に提出しなければなら

ない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するとき、製造計画書の添付を省略することができる。

2 [略]

(三八七頁 一部改正)

(法第七条第三号の経済産業省令で定める者)

第三条の二 [略]

(四二四頁 一部改正)

(保安統括者の選任等)

第六十二条 [略]

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 [略]

二 第九条第三項に規定する移動式製造設備により製造をする者であつて、液化石油ガス法第三十七条の五第四項の講習の課程を修了した者にその製造に係る保安について監督させる者

3 [略]

(四二六頁 一部改正)

(保安係員等の講習)

第六十六条 [略]

2・3 [略]

4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

(四二八頁 一部改正)

(取扱主任者の選任)

第七十一条 法第二十八条第二項の規定により、特定高压ガスの消費者は、次の各号の一に該当する者を、取扱主任者に選任しなければならない。

一 [略]

二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)、協会が行う液化石油ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者又は学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校に

において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、液化石油ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者

三 [略]

(四三〇頁 一部改正)

(特定施設の範囲等)

第七十七条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設(以下「特定施設」という。)とする。

2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年(経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間)に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十六の二の高压ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。)の日か

ら当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。

- 一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面
- 二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面

4 | 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行った場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行ったものとみなす。

5 | 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行ったものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止

施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十七の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6・7 | 「略」

（四三一頁 一部改正）

（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）

第七十八条 「略」

2 | 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 | 「略」

4 | 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安

検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 [略]

(四三二頁 一部改正)

(定期自主検査を行う製造施設等)

第八十一条 [略]

2・3 [略]

4 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、前項の製造施設が第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備又は施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。

5・6 [略]

(四三四頁 一部改正)

(完成検査に係る認定の基準等)

第八十四条 [略]

2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

第八十五条 [略]

(保安検査に係る認定の基準等)

第八十六条 [略]

2 法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

(協会等による調査の申請等)

第八十七条 [略]

2 法第三十九条の七第二項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

3・4 [略]

5 法第三十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

6 [略]

(四五九頁 令和元年九月二日 省令第三六号の附則の次に追加)

附則 [令和二年三月一七日省令第一五号]*

* 省令第一五号は、「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則 [令和二年四月一〇日省令第三七号]*

* 省令第三七号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は公布の日から施行する。

附則 [令和二年六月二六日省令第六〇号]*

* 省令第六〇号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は公布の日から施行する。

様式第 37 (第 77 条、第 78 条関係)

〔略〕

備考 1 ～ 3 〔略〕

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第 77 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2) 第 77 条第 2 項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨

(3) その他必要な事項

6 〔略〕

様式第 38 (第 77 条、第 78 条関係)

〔略〕

備考 1 〔略〕

2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、第 77 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合に、当該年月日を記載すること。

3 ・ 4 〔略〕

様式第 39 (第 78 条関係)

〔略〕

備考 1 ・ 2 〔略〕

3 保安検査の年月日の欄には、第 77 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2) 第 77 条第 2 項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨

(3) その他必要な事項

5 〔略〕

様式第 40 (第 78 条関係)

〔略〕

備考 1 ・ 2 〔略〕

3 保安検査の年月日の欄には、第 77 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実

施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2) 第77条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨

(3) その他必要な事項
5 [略]

(四六四画 一 略格四)

様式第41 (第79条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 第77条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨
(2) その他必要な事項

様式第42 (第79条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 第77条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨
(2) その他必要な事項

(四〇〇画 一 略格四)

様式第54 (第92条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 前回の保安検査の年月日の欄には、第77条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 第77条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨
(2) その他必要な事項

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(〒〇川貳 一 姫路市)

様式第 54 の 6 (第 92 条の 5 関係)

特定認定完成検査実施事業者 変 更 届	液石	×整 理 番 号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事業所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏名

㊞

殿

備考 1 ～ 3 [略]

様式第 54 の 7 (第 92 条の 5 関係)

特定認定保安検査実施事業者 変 更 届	液石	×整 理 番 号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事業所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏名

㊞

殿

備考 1 ～ 3 [略]

コンビナート等保安規則

(五一〇頁 一部改正)

目次

第二章 高压ガスの製造に係る許可等

第一節 高压ガスの製造に係る許可 (第三条・第三条の二)

第二節 第四節 [略]

(五一八頁 一部改正)

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 [略]

2 製造施設 (製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。) における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 [略]

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イヌ [略]

ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの (容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日 (同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日) を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの) には、高压ガスを充填しないこと (法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない)。

ワ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第一号に規定する国際相互承認

圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）、同条第二号に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては容器製造業者が定めた月（同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては二十年を超えない範囲内において定めた月）（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年」という。）を経過したもの（同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。））には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

ワ
〔略〕

三〇八
〔略〕

（五六四頁 一部改正）

（保安統括者の選任等）

第二十三条 〔略〕

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一〇四 〔略〕

五 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者

ロ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することが出来る者が行うものに限る。）を修了した者であつ

て、圧縮天然ガススタンドに係る高圧ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

ハ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

3

〔略〕

（五六八頁 一部改正）

（保安係員等の講習）

第二十七条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

（五七一頁 一部改正）

（特定施設の範囲等）

第三十四条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設（以下

「特定施設」という。）とする。

2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。

3

前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第十六の二の高圧ガス製造施設休止届書に次の掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない製造施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該製造施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める製造施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該製造施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。

一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面
二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書

面

4] 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行った場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行ったものとみなす。

5] 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする特定製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行ったものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6] 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（同項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する

く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十七の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7] [略]

（五七二頁 一部改正）

（協会等による保安検査証の届出等）

第三十五条 [略]

2 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 [略]

4 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項

本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 「略」

(五七四頁 一部改正)

(定期自主検査を行う製造施設)

第三十八条 「略」

2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備（経済産業大臣が定めるものを除く。以下この条において同じ。）とする。

3 法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、ガス設備が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。

4・5 「略」

(五七五頁 一部改正)

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十一条 「略」

2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 「略」

3 「略」

第四十二条 「略」

(五七六頁 一部改正)

(保安検査に係る認定の基準等)

第四十三条 「略」

2 法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 「略」

3 「略」

(五七七頁 一部改正)

(協会等による調査の申請等)

第四十四条 [略]

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

3～5 [略]

6 法第三十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

7 [略]

(六〇二頁 令和元年九月二日 省令第三六号の附則の次に追加)

附則

〔令和元年十一月二日省令第四一号〕^{*}

省令第四一号は、「容器保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則

〔令和二年二月二八日省令第二二号〕^{*}

省令第二二号は、「一般高压ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則

〔令和二年三月一七日省令第一五号〕^{*}

省令第一五号は、「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則

〔令和二年四月一〇日省令第三七号〕^{*}

省令第三七号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附則

〔令和二年六月二六日省令第六〇号〕^{*}

省令第六〇号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は公布の日から施行する。

様式第 17 (第 34 条、第 35 条関係)

【略】

備考 1 ～ 3 【略】

4 前回の保安検査の年月日の欄には、第 34 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

5 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2) 第 34 条第 2 項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨

(3) その他必要な事項

6 【略】

様式第 18 (第 34 条、第 35 条関係)

【略】

備考 1 【略】

2 保安検査の年月日検査職員又は検査員氏名の欄には、第 34 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合に、当該年月日を記載すること。

3 ・ 4 【略】

様式第 19 (第 35 条関係)

【略】

備考 1 ・ 2 【略】

3 保安検査の年月日の欄には、第 34 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2) 第 34 条第 2 項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨

(3) その他必要な事項

5 【略】

様式第 20 (第 35 条関係)

【略】

備考 1 ・ 2 【略】

3 保安検査の年月日の欄には、第 34 条第 4 項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実

施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者
の場合にあつてはその旨

(2) 第34条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その
他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた
場合はその旨

(3) その他必要な事項
5 [略]

(六五五) 一 略(四)

様式第21 (第36条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第34条第4
項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる
日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 第34条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その
他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った
場合はその旨
(2) その他必要な事項

様式第22 (第36条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第34条第4
項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる
日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 第34条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その
他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った
場合はその旨

(2) その他必要な事項

(六六一) 一 略(四)

様式第34 (第49条関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 前回の保安検査の年月日の欄には、第34条第4項に
より当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日が
ある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 第34条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その
他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った
場合はその旨
(2) その他必要な事項

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること
ができる。この場合において、署名は必ず本人が自署す
るものとする。

様式第34の6 (第49条の5関係)

特定認定完成検査実施事業者 変 更 届	特定	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事業所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
変更の内容				

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

殿

備考 1～3 [略]

様式第34の7 (第49条の5関係)

特定認定保安検査実施事業者 変 更 届	特定	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事業所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
変更の内容				

年 月 日

代表者 氏名 ㊟

殿

備考 1～3 [略]

特定設備検査規則

(六七八頁 一部改正)

(材料の許容引張応力)

第十四条 「略」

2～8 「略」

9 ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する圧力容器に使用する連続繊維の許容引張応力の値は、適切な方法により得られる許容引張応力の値としなければならない。

(六八一頁 新設)

(解析を用いた設計を行う場合の材料の許容応力等)

第十七条の三 第十四条から第十七条の規定にかかわらず、解析を用いた設計を行う場合の材料の許容応力等の値は、解析の種類に応じ、適切な値としなければならない。

(七〇一頁 令和元年七月二日 省令第一七号の附則の次に追加)

附 則

〔令和二年二月二十八日省令第一二号〕^{*}

^{*} 省令第一二号は、二般高压ガス保安規則等の一部を改正する省令〕

この省令は、公布の日から施行する。

冷凍保安規則

(七三九頁 一部改正)

(特定施設の範囲等)

第四十条 [略]

2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、三年に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。

3・4 [略]

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第四十一条 [略]

2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の協会」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 [略]

4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長」とあるのは「法第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 [略]

(七四一頁 一部改正)

(定期自主検査を行う製造施設等)

第四十四条 [略]

2 [略]

3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、第一種製造者の製造施設にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は第二種製造者の製造施設にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年に一回以上行わな

ければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。

4・5 [略]

(七四二頁 一部改正)

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十七条 [略]

2 法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

(七四三頁 一部改正)

(保安検査に係る認定の基準等)

第四十九条 [略]

2 法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

(協会等による調査の申請等)

第五十条 [略]

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

3～5 [略]

6 法第三十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二 [略]

7 [略]

(七六〇頁 令和元年九月一日 省令第三六号の附則の次に追加)

附則 「令和二年四月一〇日省令第三七号」

* 省令第三七号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

〔令和二年六月二十六日省令第六〇号〕

省令第六〇号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は公布の日から施行する。

様式第 23 (第 40 条及び第 41 条関係)

保 安 検 査 申 請 書	冷 凍	× 整 理 番 号	
		× 検 査 結 果	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
		× 許 可 番 号	
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
製造施設完成検査許可証の交付年月日			
前 回 保 安 検 査 に 係 る 保 安 検 査 証 の 交 付 年 月 日			
備考			

年 月 日

代表者 氏名

㊞

殿

備考 1・2 [略]

3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 第 40 条第 2 項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨
- (2) その他必要な事項
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 25 (第 41 条関係)

高圧ガス保安協会	冷 凍	× 整 理 番 号	
保安検査受験届書		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年 月 日	第 号	
検査を受けた年月日			

備考	
----	--

年 月 日

代表者 氏名

㊞

殿

備考 1・2 [略]

3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

1 第40条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨

2 その他必要な事項

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(七八三頁 一部改正)

様式第26 (第41条関係)

指定保安検査機関 保安検査受験届書 名称 (事業所の名称を含む。)	冷凍	×整理番号 ×受理年月日	年 月 日
事務所 (本社) 所在地			

事業所所在地	
検査を受けた特定施設	
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号
検査を受けた年月日	
備考	

年 月 日

代表者 氏名

㊞

殿

備考 1・2 [略]

3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

1 第40条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨

2 その他必要な事項

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 27 (第 42 条関係)

〔略〕

備考 1・2 〔略〕

3. 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 第 40 条第 2 項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨
- (2) その他必要な事項

(七八四頁 一部改正)

様式第 28 (第 42 条関係)

〔略〕

備考 1・2 〔略〕

3. 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 第 40 条第 2 項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨
- (2) その他必要な事項

(十七〇頁 一部改正)

様式第 40 (第 55 条関係)

保安検査記録/届書	冷凍	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
前回保安検査に係る 保安検査証の交付年月日 又は終了年月日	年 月 日		
検査年月日	年 月 日	～	年 月 日
検査結果を確認した責任者			
備考			

年 月 日

代表者 氏名

㊞

殿

〔略〕

備考

1・2 〔略〕

3 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 第40条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨

(2) その他必要な事項

4 〔略〕

容器保安規則

(七九九頁 一部改正)

(用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇九 [略]

十一 一般継目なし容器 継目なし容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器以外のもの

十一・十二 [略]

十三 圧縮水素自動車燃料装置用容器 次のイ又はロに掲げるもの(第十三号の三に掲げるものを除く。)

イ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器 継目なし容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器

ロ 圧縮水素自動車燃料装置用複合容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器

十三の二～二十七 [略]

二十七の二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係る

耐圧試験圧力 最高充填圧力の数値の二分の三倍

二十七の三 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の数値の十分の十三倍

二十八～三十四 [略]

(八〇六頁 一部改正)

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一～四 [略]

四の二 圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示(記号 R)

イ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器(記号 VH1)

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パー

セント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃

料装置用複合容器(記号 VH2)

ハ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃

料装置用複合容器（記号 V H 3）

四の二の二〇十五 「略」

2 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一〇四の二 「略」

五 金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

六 「略」

3 法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従って行わなければならない。

一〇三の二 「略」

四 前項第五号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フーブラ

ップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びロに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、全ての事項）をアルミニウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ 「略」

ロ 第一項第二号及び第三号に掲げる事項

ハ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、ロに掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号 R）

（イ）圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器（記号 V 1）

（ロ）ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V 2）

（ハ）ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（記号 V 3）

（ニ）プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V 4）

二 圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、ロに掲げる事

項に續けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合に於てはその旨の表示（記号 R）

(イ) 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器（記号 VH1）

(ロ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（記号 VH2）

(ハ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（記号 VH3）

(ニ) プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号 VH4）

ホ 第一項第四号の二の二から第四号の二の五までに掲げる事項

ヘ 圧縮水素運送自動車用容器にあつては、ロに掲げる事項に續けて、次に掲げる圧縮水素運送自動車用容器の区分

(イ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号 TH2）

(ロ) ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号 TH3）

(ハ) プラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器

（記号 TH4）

ト 第五号及び第六号に掲げる事項

チノヌ 【略】

五 【略】

六 前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号イからトまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式

七 【略】

4 【略】

（八二頁 一部改正）

（表示の方式）

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者

（容器を譲渡することがあらかじめ明らかの場合において当該容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

一・二 【略】

三 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託して

いる場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を明示するものとする。ただし、次に掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器のうち、自動車又は二輪自動車に装置したものであつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載された自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの

ロ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器のうち、自動車又は二輪自動車に装置していないものであつて、容器を譲渡することがあらかじめ明らかでない場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装着する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの

ハ「削る」

2～5 「略」

（八二一頁 一部改正）

（容器再検査の期間）

第二十四条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由によりこれらの項の期間内に容器再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもつて法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

（八二三頁 一部改正）

（容器再検査における容器の規格）

第二十六条 「略」

2・3 「略」

4 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（次項に掲げるものを除く。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容

器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一〇三 〔略〕

5 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、充填可能期限を延長しようとする圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に係るものは、次に掲げるものとする。

一 容器は、第二項第一号の例により外観検査（外面に係るものに限る。）を行い、これに合格するものであること。

二 容器は、第四項第二号の例により漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

三 容器は、容器ごとに経済産業大臣が定めるところにより行う超音波探傷試験に合格するものであること。

四 その他告示で定める基準に適合するものであること。
6・7 〔略〕

（八二五頁 一部改正）

（附属品再検査の期間）

第二十七条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に附属品再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもつ

て法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

（八二八頁 一部改正）

（検査設備の基準）

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 〔略〕

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ・ニ 〔略〕

ホ 容器の傷及び亀裂を超音波探傷試験により確認するため
の設備（超音波探傷試験を行う場合に限る。）

四・七 〔略〕

（八二九頁 一部改正）

（検査主任者の資格）

第三十四条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に

適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一～三 〔略〕

四 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（超音波探傷試験を行うものを除く）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二条の規定に基づく一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の資格を有する者

（八三〇頁 一部改正）

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げ

る事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（次号に掲げるものを除く）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標準の揭示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第六号に規定する方式に従つて行う標準の揭示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ～ホ 〔略〕

二 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器であつて超音波探傷試験に合格したものにあつては、次のイ及びロに掲げる方式とする。

イ 前号の例により刻印するものとする。ただし、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標準の揭示をもつてこれに代えることができる。

ロ 超音波探傷試験に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において容器等製造業者が定めた日を前回の超音波探傷試験（超音波探傷試験を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号において同じ。）に合格したときの充填可能期限年月日の

刻印の下又は右に刻印し、前回の超音波探傷試験のときの充填可能期限年月日の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。

三 「略」

2・3 「略」

(八四九頁 令和元年九月二日 省令第三六号の附則の次に追加)

附 則

「令和元年一月一二日省令第四一号」^{*}

省令第四一号は、「容器保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

「令和二年四月一〇日省令第三七号」^{*}

省令第三七号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

国際相互承認に係る容器保安規則

(八七四頁 一部改正)

(表示の方式)

第七条 法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者(当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。)は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一 容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者(当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者)の氏名又は名称、住所及び電話番号(以下この条において「氏名等」という。)を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 自動車又は二輪自動車に装置した容器であつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証(以下単に「自動車検査証」という。)、道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載されている自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるものロ 自動車又は二輪自動車に装置していない容器であつて、容器を譲渡することがあらかじめ明

らかな場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装着する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの

ロ 自動車又は二輪自動車に装置していない容器であつて、容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装着する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの

二 「略」
2・3 「略」

(八七七頁 一部改正)

第十四条 法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充填許可申請書に事由を具した書面を添えて、充填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長(内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充填をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内にあつては、指定都市の長。第二十一条第一項、第二十一条の二第二項、第二十二条第一項、第二十六条及び第二十九条において同じ。)に提出しなければならない。

(容器再検査の期間)

第十五条 [略]

2 [略]

3 前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由によりこれらの項の期間内に容器再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもって法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

(八七八頁 一部改正)

(附属品再検査の期間)

第十八条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に附属品再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもって法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

(八七九頁 新設)

(法第五十条第二項第三号の経済産業省令で定める者)

第二十一条の二 法第五十条第二項第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第四十九条第一項の登録を受けた者、法人であつてその業務を行う役員又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、容器再検査又は附属品再検査の適正な実施が著しく困難となったときは、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(八九〇頁 令和元年七月一日 省令第一七号の附則の次に追加)

附則 「令和元年一月一二日省令第四一号」

* 省令第四一号は、「容器保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 ^{*}〔令和二年三月四日省令第一三三号〕

^{*}省令第一三三号は、「国際相互承認に係る容器保安規則の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 ^{*}〔令和二年四月一〇日省令第三七号〕

^{*}省令第三七号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

様式第2 (第21条関係) 国際容器則

容器検査所登録申請書	国際	整理番号	年 月 日		
		受理年月日 登録番号			
名 称					
容器検査所所在地					
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類					
欠格事由に関する事項	1 高圧ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者				
	2 高圧ガス保安法第53条の規定により登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者				
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省で定める者				
	4 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前三号のいずれかに該当する者があるもの				
	年 月 日				

代表者 氏名 印
殿

備考 1・2 [略]

様式第3 (第22条関係) 国際容器則

容器検査所登録申請書	国際	整理番号	年 月 日		
		受理年月日 登録番号			
名 称					
容器検査所所在地					
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類					
欠格事由に関する事項	1 高圧ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者				
	2 高圧ガス保安法第53条の規定により登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者				
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省で定める者				
	4 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前三号のいずれかに該当する者があるもの				
	年 月 日				

代表者 氏名 印

殿

備考 1・2 [略]

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則

(九一四頁 一部改正)

(受験手続等)

第十条 製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようとする者は、製造保安責任者試験を受けようとする場合にあっては様式第八の高圧ガス製造保安責任者試験受験願書を経済産業大臣(乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験については居住地を管轄する都道府県知事)に、販売主任者試験を受けようとする場合にあっては様式第九の高圧ガス販売主任者試験受験願書を居住地を管轄する都道府県知事に、それぞれ、提出しなければならない。

2 法第三十一条第三項の規定により製造保安責任者試験又は販売主任者試験の全部又は一部を免除される者は、前項の製造保安責任者試験受験願書又は販売主任者試験受験願書にその免除に係る講習の課程を修了して交付を受けた講習修了証又はその写し(以下この項において「講習修了証等」という。)を添付しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、講習修了証等を添付することが困難であると経済産業大臣が認める場合は、当該事由を勘案して経済産業大臣又は居住地を管轄

する都道府県知事が定めるところにより、当該講習の課程を修了したことを経済産業大臣又は居住地を管轄する都道府県知事が確認した場合には、この限りでない。

3・4 「略」

5 第二項及び第三項の規定は、協会等がその試験事務を行う製造保安責任者試験又は販売主任者試験について準用する。この場合において、第二項ただし書中「経済産業大臣又は居住地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会等」と読み替えるものとする。

(九一八頁 令和元年七月一日 省令第一七号の附則の次に追加)

附則 「令和二年六月二六日省令第六〇号」

* 省令第六〇号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する 省令

(九四一頁 一部改正)

(指定保安検査機関に係る指定の区分)

第二十四条 法第五十八条の三十の三第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。

一 [略]

二 液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

三 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

四 コンビナート等保安規則第三十五条第四項において準用する同令第三十四条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

五 [略]

2 [略]

(九六五頁 令和元年七月一日 省令第一七号の附則の次に追加)

附 則

〔令和二年六月二六日省令第六〇号〕^{*}

^{*} 省令第六〇号は、「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等 に関する技術基準の細目を定める告示

(一〇三三頁 一部改正)

(保安電力を保有する等の措置を講じなければならない製造施設等)

第九条 液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十二号(第七条第一項、第八条第二項第一号、第十二条第一号及び第十三条第一項第一号で準用する場合を含む。)、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二十七号(第六条の二第二項第一号及び第二項第一号、第七条第一項第一号及び第二項第一号、第七条の二第一項第一号、第七条の三第一項第一号及び第二項第一号、第七条の四第一項第一号及び第二項第一号、第八条の二第二項第二号イ、第十一条第一号、第十二条の二第二項第一号及び第二項第一号並びに第十二条の三第二項第三号イで準用する場合を含む。)及び第五十五条第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則第五条第一項第五十号(第五条の二第二項第一号及び第二項第一号、第六条第一項第一号、第七条第一項第一号及び第二項第一号、第七条の二第二項第一号並びに第七条の三第一項第一号及び第二項第一号で準用する場合を含む。)の経済産業大臣が定める製造施設の保安の確保に必要な設備は、次の各号に掲げるもの(第一号から第十九号までにあつては、当該各号に掲げる規定により設けられたも

のをいう。)とする。

一〇十六 [略]

十七 監視所において圧縮水素スタンド内の監視を行うために必要な設備 一般高圧ガス保安規則第七条の四第一項第二号イからへまで又は同条第二項第二号

十八〇二十一 [略]

2

[略]

(一〇五二頁 平成二八年一月一日 告示第二六九号の附則の次に追加)

附則

〔令和二年八月六日告示第一六九号〕

* 告示第一六九号は、「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」

この告示は令和二年八月七日から施行する。

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

一〇八一頁 一部改正)

(表示の方式)

第一条 〔略〕

2 規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一・二 〔略〕

三 規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮

天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式

イ ホ 〔略〕

へ 〔容器〕外面の見やすい箇所に規則第十条第一項第三号の氏名等（以下「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。

四 規則第十条第一項第三号に規定する氏名等の表示 次に掲

げる方式

イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車の燃料装置用として液化石油ガスを充填するための容器をいう。以下同じ。）にあつては、当該容器がコンテナ内に内蔵される場合は当該コンテナの外面、その他の場合は容器の外面の見やすい箇所に氏名等を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付する方式

ロ ホト 〔略〕

3 容器の所有者は、前項第三号ハ、ニ及びホの規定により表示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、同号ハ、ニ及びホの例により表示を行うものとする。

（一〇九一頁 一部改正）

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器等の外観検査）

第十八条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器及び圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査は、次の各号に従つて行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 ホト 〔略〕

（一〇九二頁 一部改正）

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器等の漏えい試験)

第十九条 [略]

2 前項第一号及び第二号の規定は圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器に準用する。この場合において、同項第一号中「圧縮天然ガス」とあるのは「圧縮水素」と、同項第二号中「十二メガパスカル」とあるのは「最高充填圧力の五分の三に相当する圧力」と読み替えるものとする。

3 前二項の試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

(一〇九二頁 新設)

(圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の超音波探傷試験)

第十九条の二 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の超音波

探傷試験は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車から取り外した状態で行うものとする。

一 一般財団法人日本自動車研究所基準 J A R I S O 0 3 (2018)

圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準第十四条に定める非破壊検査方法に従って行うこと。

二 次の基準のいずれをも満たす場合に合格とする。

イ 容器検査時に記録された傷について、容器検査時のエコー高さを超えるエコー高さが検出されないこと。

ロ 容器検査時に記録されなかった傷であつて、容器製造業者が設定する評価スリットのエコー高さの二分の一を超えるエコー高さが検出される傷がないこと。

(一〇九二頁 一部改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の外観検査)

第二十条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 四 [略]

(一〇九三頁 一部改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験)

第二十一条 [略]

2 圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試

験は、容器を自動車又は二輪自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一〇三 〔略〕

(一〇九五頁 一部改正)

(容器再検査における容器の規格)

第二十二条 〔略〕

2 規則第二十六条第四項第三号、同条第五項第四号及び同条第六項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 一の四 〔略〕

二 自動車又は二輪自動車に装置されている容器にあつては、次に掲げるものとする。

イ 〔略〕

ロ 容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

三 自動車又は二輪自動車に装置されていない容器にあつては、自動車又は二輪自動車に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

(一〇九八頁 一部改正)

(附属品再検査における附属品の規格)

第二十九条 規則第二十九条第一項第五号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあつては、次に掲げるものとする。

イ 〔略〕

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用

容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器を装置した自動車又は二輪自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあつては、容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

2
[略]

(一〇九九頁 一部改正)

(検査設備の基準)

第三十一条 [略]

2・3 [略]

4 規則第三十三条第七号の告示で定める基準(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。)は、次の各号に定めるものとする。

一〇四 [略]

五 容器の傷及び亀裂を超音波探傷試験により確認するための設備は、次に掲げるものとする。

イ 一 探触子斜角探傷用超音波探傷器(日本非破壊検査協会N D I S 3331 (2018) 圧縮水素スタンド用鋼製蓄圧器の超音波探傷試験方法一附属書A(規定) 探傷器及び探傷装置の機能及び性能に適合するものに限る。ロにおいて同じ。)

ロ フェーズドアレイ超音波探傷装置

五〇八 [略]

(一一〇六頁 平成三一年四月二二日 告示第一〇九号の附則の次に追加)

附 則

〔令和元年一月一二日告示第一二三号〕^{*}

^{*}告示第一二三号は、「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器的規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示」

この告示は令和二年四月一日から施行する。

附 則

〔令和元年二月二七日告示第一六六号〕^{*}

^{*}告示第一六六号は、「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示」

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

〔令和二年六月一五日告示第二二九号〕^{*}

^{*}告示第二二九号は、「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示」

この告示は令和二年七月一日から施行する。

**国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器
の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告
示**

(一一二七頁 平成三一年四月二二日 告示第一一九号の附則の
次に追加)

附 則 「令和元年一月一二日告示第一二三号」^{*}

^{*} 告示第一二三号は、「容器保安規則に基づき表示等の細目、
容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る
容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方
法等を定める告示の一部を改正する告示」

この告示は令和二年四月一日から施行する。

附 則 「令和二年二月二七日告示第三一号」^{*}

^{*} 告示第三一号は、「国際相互承認に係る容器保安規則に基
づく容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示
の一部を改正する告示」

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

一 規則第二条第五号イ及び第六号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チエコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、北マケドニア、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア、エジプト及びナイジェリア
二 規則第二条第五号ロ及び第六号ロの経	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チ

済産業大臣が定める国、地域又は機関	エコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、北マケドニア、欧州連合、ウクライナ、南アフリカ共和国、キプロス、マルタ、マレーシア、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア、エジプト及びナイジェリア
三 規則第二条第五号ハ及び第六号ハの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チエコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴ

ビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタ ン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャ ン、北マケドニア、欧州連合、オーストラ リア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニ ユージーランド、キプロス、マルタ、大韓 民国、マレーシア、タイ、アルバニア、ア ルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チ ユニア、ジョージア、エジプト及びナイ ジェリア	

(制定された告示)

液化石油ガス保安規則等の規定に基づ く事由及び経済産業大臣が定める期間 を定める件

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十六条第四項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十八条第四項、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第九条第二項、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十七条第四項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項、第七十四条第四項及び第九十九条第三項、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第一条第二項、第二条第二項及び第八条第三項（同規則第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第二百二十三号）第七条第四項の規定に基づき、各項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

一 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健

機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。）

二 経済産業大臣が定める期間

次に掲げる期間が令和二年三月三十一日に終了する者は、当該期間を一年間延長する。

(1) 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項及び第二項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及び第二項並びにコンビナート等保安規則第二十七条第一項及び第二項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間

(2) 液化石油ガス保安規則第六十六条第二項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第二項及びコンビナート等保安規則第二十七条第二項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間

(3) (5) [略]

次に掲げる期間が令和二年二月一日から六月三十日まで間に終了する者は、当該期間を六月間延長する。

(1) 液化石油ガス保安規則第六十六条第三項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第三項及びコンビナート等保安規則第二十七条第三項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間

(2) 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及びコンビナート等保安規則

則第二十七条第一項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間

(3) 「略」

ハ 「略」

附 則 「令和二年三月一七日告示第五一号」

この告示は、公布の日から施行する。

冷凍保安規則等の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める時期を定める件

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第四十条第二項ただし書及び第四十四条第三項ただし書、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十七条第二項及び第八十一条第四項ただし書、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第七十九条第二項及び第八十三条第三項ただし書、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十四条第二項及び第三十八条第三項ただし書、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第七十三条の六ただし書、第九十四条の五第一項ただし書及び同条第二項ただし書、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施

行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十六条第一項第一号ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第二項ただし書及び第二項ただし書、第四十八条第二項、第八十一条第一項ただし書及び第百三十二条ただし書、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第一条第二項、第二条第二項及び第八条第三項（同規則第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第四十七条第三項の規定に基づき、各条項の事由並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める時期を次のように定める。

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

一 次に掲げる期間が令和二年四月十日から九月三十日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「六月」とあるのは「十月」と、「二年」とあるのは「二年四月」と、「二年」とあるのは「二年四月」と、「三年」とあるのは「三年四月」と、「四年」とあるのは「四年四月」と、「事業年度終了後三月以内」とあるのは「事業年度終了後七月以内」とする。

- (1) 冷凍保安規則第四十条第二項（同規則第四十一条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）、液化石油ガス保安規則第七十七条第二項（同規則第七十八条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項（同規則第八十条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、コンビナート等保安規則第三十四条第二項（同規則第三十五条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第八十一条第一項（同規則第八十二条第一項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第十四条の規定により保安検査を受け、又は自ら行わなければならない期間
- (2) 冷凍保安規則第四十四条第三項、液化石油ガス保安規則第八十一条第四項、一般高圧ガス保安規則第八十三条第三項及びコンビナート等保安規則第三十八条第三項の規定により定期自主検査を行わなければならない期間

(3)・(4) [略]

二・三 [略]

[略]

附 則 「令和二年四月一〇日告示第九〇号」

この告示は、公布の日から施行する。

火薬類取締法施行規則等の規定に基づく 事由及び経済産業大臣が認める場合 並びに経済産業大臣が定める期間及び 経済産業大臣が定める期限を定める件

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第四十四条の二第三項及び第五項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十六条第四項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十八条第四項、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十条第二項ただし書、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十七条第四項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項、第三十六条第一項第一号ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十条第六号、液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百一十一号）第五条第二項並びに鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第十条第二項、第二十一条第二項及び第三十四

条第三項の規定に基づき、各条項号の事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める期限を次のように定める。

1 事由及び経済産業大臣が認める場合

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)

2 経済産業大臣が定める期間

一 [略]

二 次に掲げる期間が令和二年二月一日から令和三年三月三十一日までの間に終了する者は、当該期間を令和三年三月三十一日まで延長する。

(1) 液化石油ガス保安規則第六十六条第三項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第三項及びコンビナート等保安規則第二十七条第三項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間

(2) 液化石油ガス保安規則第六十六条第一項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及びコンビナート等保安規則第二十七条第一項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間

(3) [略]

三〇六 [略]

3 [略]

附 則〔令和二年六月二六日告示第一四〇号〕
この告示は、公布の日から施行する。